

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、一般消費者の利益の擁護又は増進に関する事業を行うことにより、消費者利益と企業活動の調和を図り、もって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)消費生活に関する消費者啓発
- (2)消費生活の安定・向上に資する相談業務及びADR
- (3)消費生活に関する調査・研究及び情報提供
- (4)消費生活に関する研修会、研究会の開催
- (5)消費者相談・消費者啓発を担う人材の育成
- (6)消費者の視点から行う環境問題に対する調査・研究・啓発
- (7)消費者の視点から行う商品及び各種サービスの品質に対する評価
- (8)消費者の視点から行う企業活動に対する助言
- (9)個人情報保護についての研修・情報提供
- (10)消費生活に関する内外関係機関との交流の推進
- (11)その他本会の目的を達成するために必要な業務・事業に関すること

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(規律)

第5条 本会は、公益法人ガバナンス・コードに則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本会に、次の会員を置く。

(1)正会員 次に掲げるいずれかの資格を有する者又は理事会において別に定めるところにより認定された、これらと同等の能力を有する者とする。

- ① 消費生活アドバイザー
- ② 消費生活コンサルタント
- ③ 消費生活相談員

(2)賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力する法人又は団体

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みをし、その承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として1人の者(「会員代表者」という。次項において同じ。)を定め、本会に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、原則として返還しない。

(正会員の権利)

第9条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)(以下「法人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、第 13 条に定める代議員と同様に本会に対して行使することができる。

(1)法人法第 14 条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2)法人法第 32 条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3)法人法第 57 条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(4)法人法第 50 条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

(5)法人法第 51 条第4項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

(6)法人法第 129 条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7)法人法第 229 条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8)法人法第 246 条第3項、第 250 条第3項及び第 256 条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(退 会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、退会したものとみなす。

(1)死亡又は失踪宣告を受けたとき

(2)会員である法人又は団体が解散し又は破産したとき

(3)第8条の会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき

(除 名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)本会の定款その他の規則に違反したとき

(2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に除名の決議を行う社員総会の1週間前までに通知するとともに、同社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第 10 条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

(以下省略)

ご入会されると居住地の支部(北海道、東北、東日本、中部、西日本、中国、九州)の会員になります。

会費 … 入会金10,000円/年会費10,000円

※再入会の場合:入会金 5,000 円(定款第 10 条第 2 項(3)による退会の場合を除く)

※年度途中の 1 月~3 月に入会する場合は、当該年度に限り会費を免除する